

令和元年度

(2019年度)

練馬区監査結果報告集

練馬区監査事務局

令和元年度練馬区監査結果報告集 目次

I	令和元年度監査の概要	
1	監査委員	1
2	令和元年度練馬区監査基本計画	1
3	監査等実施状況	2
II	定期監査の監査結果	
1	定期監査(1)	7
2	定期監査(2)	10
3	定期監査(3)	13
4	定期監査(4)	15
5	定期監査(5)	17
6	定期監査(6)	19
7	定期監査(7)	22
8	定期監査(8)	25
9	定期監査(9)	27
10	定期監査(10)	29
III	財政援助団体等監査の監査結果	33
IV	例月現金出納検査結果	39
V	決算等審査結果および財政健全化判断比率審査結果	67
VI	住民監査請求に係る監査結果	
	区立小学校の学校施設使用に係る措置請求	75

I 令和元年度監査の概要

1 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は、前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

令和2年3月31日現在の監査委員および任期は、つぎのとおりである。

識見を有する者 山中 協（常勤・代表）

（平成29年10月21日～令和3年10月20日）

識見を有する者 萩野 うたみ

（平成31年3月8日～令和5年3月7日）

区議会議員 小川 けいこ

（令和元年6月13日～在任中）

区議会議員 酒井 妙子

（令和元年6月13日～在任中）

2 令和元年度練馬区監査基本計画

基本方針

- (1) 各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、適切な執行の支援につなげることで、区政に対する区民の信頼確保を図る。
- (2) 監査委員による「指摘」とそのフォローアップのみならず、監査時の個々の「口頭指導」に関しても確実に改善されているか検証し、監査の実効性を向上させる。
- (3) 公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、担当部署による事務事業の評価等が、サービスの質の確保や向上の面等から適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。
- (4) マイナンバー制度の運用により、個人情報への厳格な取扱いが求められる中で、個人情報の適正な管理とそれに関連した事務改善が適切に行われているか検証し、事務の厳格性の向上を図る。
- (5) 公金・準公金および契約等の履行について、区の内部統制の体制等を点検し、公金・準公金の管理が適正に行われているか、契約事務の手續が規則等に従い適正に行われているか等を検証し、事務の合规性の確保を図る。

※基本計画については4ページ参照

3 監査等実施状況

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

- ア 財務監査
対象 97 課 110 施設
- イ 工事監査
対象 8 箇所
- ウ 監査結果
監査委員意見 1 件

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

- ア 対象団体数 32 団体
- イ 監査結果
指摘事項 なし

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合した結果、例月現金出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

(4) 決算・基金運用状況審査（地方自治法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項）

- ア 決算 5 件
- イ 基金 1 件
- ウ 審査結果
 - (ア) 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。
 - (イ) 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。
 - (ウ) 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。
 - (エ) 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

(5) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率
- オ 審査結果
健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

- (6) 住民監査請求による監査（地方自治法第242条第4項）
「区立小学校の学校施設使用に係る措置請求」（棄却）

令和元年度練馬区監査基本計画

1 区政をめぐる動向と監査

区政においては、平成 30 年 12 月にグランドデザイン構想実現への道筋を示す「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン(素案)」をまとめる中、子育て施策や街づくりなど直面する様々な課題に対する取組を着実に推進させることが求められている。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定や地方自治法の改正等に伴い、区は今後、職員の働き方や事務の内部統制の体制を見直し、事務の適正性を確保するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、事業の効率性・実効性をさらに向上させることが求められている。

監査委員は、このような区政の動向を見据え、引き続き公正不偏の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を図る。

2 基本方針

- (1) 各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、適切な執行の支援につなげることで、区政に対する区民の信頼確保を図る。
- (2) 監査委員による「指摘」とそのフォローアップのみならず、監査時の個々の「口頭指導」に関しても確実に改善されているか検証し、監査の実効性を向上させる。
- (3) 公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、担当部署による事務事業の評価等が、サービスの質の確保や向上の面等から適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。
- (4) マイナンバー制度の運用により、個人情報の厳格な取扱いが求められる中で、個人情報の適正な管理とそれに関連した事務改善が適切に行われているか検証し、事務の厳格性の向上を図る。
- (5) 公金・準公金および契約等の履行について、区の内部統制の体制等を点検し、公金・準公金の管理が適正に行われているか、契約事務の手続が規則等に従い適正に行われているか等を検証し、事務の合规性の確保を図る。

3 個別監査実施方針

*以下で「法」とは地方自治法を指す。

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

検証に当たっては、財政援助団体等監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

イ 工事監査（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証する。

(2) 随時監査（法第 199 条第 1 項および第 5 項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

(3) 行政監査（法第 199 条第 2 項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げるなど、必要があると認めるときに、合規性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

(5) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

(6) 決算審査（法第 233 条第 2 項）

予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

(7) 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

(8) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

(9) その他の監査

住民監査請求による監査（法第 242 条第 4 項）、住民の直接請求による監査（法第 75 条第 3 項）、議会の要求による監査（法第 98 条第 2 項）、区長の要求による監査（法第 199 条第 6 項）、公金の収納支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項）、職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の

2第3項) および職員の賠償責任の全部または一部の免除をしようとする場合の意見(法第243条の2第8項)について、請求等に基づき実施する。

4 監査の日程

- (1) 定期監査
 - ア 財務等監査(学校監査を含む。) 平成31年4月～令和2年1月
 - イ 工事監査 令和元年5月～令和2年1月
- (2) 随時監査 必要に応じて実施
- (3) 行政監査 令和元年度は実施しない。
 - ※ 監査基準(令和2年4月1日施行)策定準備のため
- (4) 財政援助団体等監査 令和2年1月～2月
- (5) 例月現金出納検査 毎月25日前後に実施
- (6) 決算審査(基金運用状況審査を含む。) 令和元年7月～8月
- (7) 健全化判断比率審査 令和元年7月～8月
- (8) その他の監査 請求等に基づき実施

5 監査結果等の提出、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

- (1) 監査結果等は、速やかに議会および区長等に提出する。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供しホームページに掲載する。
- (3) 区長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記(2)と同様に公表等する。

Ⅱ 定期監査の監査結果

平成31年度定期監査(1)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、平成31年度定期監査(1)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および斉藤静夫前監査委員は令和元年5月29日まで関与し、小川けいこ監査委員および酒井妙子監査委員は同年6月13日以降関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

平成31年4月11日から同月26日までの間において実日数12日間

(2) 方針

平成31年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 職員等の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（平成30年5月25日付け30練総職第333号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づいた施設管理が行われているか。
- (ケ) 追録図書と定期刊行物の購入に際して、代替手段を検討するなど

購入の必要性を検証しているか。

イ 重点事項

(ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

(イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)が遵守されているか。

(ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

(3) 対象部課等

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 企画部

(ア) 企画課

(イ) 財政課

ウ 区政改革担当部

(ア) 区政改革担当課

エ 危機管理室

(ア) 危機管理課

(イ) 防災計画課(以下の施設を含む。)

・桜台備蓄倉庫

・中新井公園防災井戸

(ウ) 区民防災課

オ 総務部

(ア) 総務課(以下の施設を含む。)

・練馬区役所西庁舎

(イ) 国際・都市交流課

(ウ) 文書法務課

(エ) 情報公開課

(オ) 経理用地課

(カ) 人権・男女共同参画課

カ 人事戦略担当部

(ア) 職員課

(イ) 人材育成課

キ 施設管理担当部

- (ア) 施設管理課
- (イ) 施設整備課
- ク 会計管理室
- ケ 監査事務局

- 2 監査結果
適正に行われていた。

令和元年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および斉藤静夫前監査委員は令和元年5月29日まで関与し、小川けいこ監査委員および酒井妙子監査委員は同年6月13日以降関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年5月8日から同月31日までの間において実日数18日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(平成30年5月25日付け30練総職第333号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。
- (ケ) 追録図書と定期刊行物の購入に際して、代替手段を検討するなど

購入の必要性を検証しているか。

イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

(3) 対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課
- (エ) 学校施設課
- (オ) 保健給食課
- (カ) 教育指導課
- (キ) 学校教育支援センター(以下の施設を含む。)
 - ・学校教育支援センター大泉
- (ク) 光が丘図書館(以下の施設を含む。)
 - ・練馬図書館
 - ・石神井図書館

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- (ア) 子育て支援課(以下の施設を含む。)
 - ・児童館4館
土支田、春日町、北町、西大泉
 - ・学童クラブ10か所
旭町小、土支田児童館、春日町児童館、大泉第三小、北町児童館、大泉西小、光が丘あさがお、北町小、光が丘しいのき、早宮小
 - ・ねりっこクラブ3か所
春日小、大泉学園小、谷原小
- (イ) こども施策企画課
- (ウ) 保育課(以下の施設を含む。)
 - ・保育園14園
豊玉、豊玉第二、北町、土支田、北町第二、西大泉、高松、

下石神井第三、富士見台こぶし、氷川台第二、光が丘第四、
貫井第二、光が丘第九、光が丘第十

- (エ) 保育計画調整課
- (オ) 青少年課（以下の施設を含む。）
 - ・秩父青少年キャンプ場
- (カ) 練馬子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）
 - ・練馬駅北分室

2 監査結果
適正に行われていた。

令和元年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(3)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および斉藤静夫前監査委員は令和元年5月29日まで関与し、小川けいこ監査委員および酒井妙子監査委員は同年6月13日以降関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年5月20日から同年7月8日までの間において実日数4日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を技術面を中心に検証した。

ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) 環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

- (ア) バリアフリーおよび建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(3) 対象工事

- ア 仮称練馬区立下石神井五丁目公園整備工事

イ 道路整備工事（江古田C路線・主30号線）

(4) 対象部課

ア 都市整備部東部地域まちづくり課

イ 土木部道路公園課

ウ 土木部維持保全担当課

エ 土木部計画課

2 監査結果

適正に行われていた。

令和元年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年8月6日から同月28日までの間において実日数4日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を技術面を中心に検証した。

ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛け等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(3) 対象工事

- ア 練馬区立開進第四小学校トイレ改修工事
- イ 練馬区立開進第四小学校トイレ改修機械設備工事
- ウ 練馬区立貫井中学校防火設備改修工事

(4) 対象部課

- ア 施設管理担当部施設整備課

イ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

適正に行われていた。

令和元年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(5)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年8月16日から同年9月4日までの間において実日数14日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(平成30年5月25日付け30練総職第333号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。
- (ケ) 追録図書と定期刊行物の購入に際して、代替手段を検討するなど購入の必要性を検証しているか。

イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月

21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

(イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)が遵守されているか。

(ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

(3) 対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 福祉部

(ア) 管理課

(イ) 障害者施策推進課

(ウ) 障害者サービス調整担当課

(エ) 生活福祉課

(オ) 練馬総合福祉事務所

(カ) 光が丘総合福祉事務所

(キ) 大泉総合福祉事務所

ウ 高齢施策担当部

(ア) 高齢社会対策課(以下の施設を含む。)

・敬老館3館

大泉北、三原台、上石神井

(イ) 高齢者支援課

(ウ) 介護保険課

エ 健康部(練馬区保健所)

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 豊玉保健相談所

(オ) 北保健相談所

(カ) 大泉保健相談所

(キ) 関保健相談所

オ 地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 医療環境整備課

2 監査結果

適正に行われていた。

令和元年度定期監査(6)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(6)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小川けいこ監査委員および酒井妙子監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年10月15日から同年11月6日までの間において実日数15日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(平成30年5月25日付け30練総職第333号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。
- (ケ) 追録図書と定期刊行物の購入に際して、代替手段を検討するなど

購入の必要性を検証しているか。

イ 重点事項

(ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

(イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)が遵守されているか。

(ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

(3) 対象部課等

ア 区民部

(ア) 戸籍住民課

(イ) 区民事務所担当課(以下の施設を含む。)

・区民事務所6か所

練馬、早宮、光が丘、石神井、大泉、関

(ウ) 税務課

(エ) 収納課

(オ) 国保年金課

イ 産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 商工観光課

(ウ) 商品券事業担当課

ウ 都市農業担当部

(ア) 都市農業課

(イ) 世界都市農業サミット担当課

エ 地域文化部

(ア) 地域振興課(以下の施設を含む。)

・地区区民館5館

高松、早宮、下石神井、旭町南、南大泉

・地域集会所4か所

南田中、高野台、田柄、練馬高野台駅前

(イ) 協働推進課

(ウ) オリンピック・パラリンピック担当課

(エ) 文化・生涯学習課(以下の施設を含む。)

・生涯学習センター

(オ) スポーツ振興課(以下の施設を含む。)

- ・総合体育館
- (カ) シティマラソン担当課
- オ 選挙管理委員会事務局
- カ 農業委員会事務局
- キ 議会事務局
- ク 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
- (ア) 総務部総務課
- (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所
- ケ 教育委員会事務局こども家庭部
- (ア) 子育て支援課学童クラブ2か所
 - ・高松地区区民館、下石神井地区区民館
- (イ) 青少年課青少年育成地区委員会事務局2か所
 - ・第一、谷原

2 監査結果

適正に行われていた。

令和元年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(7)を実施したので、同条第9項および第10項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年11月12日から同月28日までの間において実日数10日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。
また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

(エ) 消防訓練に係る文書の作成、保存および消防署長への通知が適正に行われているか。

(オ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

(カ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。

(キ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。

(ク) 「就学援助事務の手引き」に基づき、学用品、学校給食費等の援助が適正に行われているか。

イ 重点事項

(ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱(平成21年3月31日20練教学庶第2927号)」および「学校徴収金取扱いの手引き」に基づき、準公金(学校給食費等の学校徴収金)が適正に管理されているか。

(イ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程(平成17年3月練馬区教育委員会訓令第1号)」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱(昭和53年9月21日練教庶発第368号)」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約

事務が適正に行われているか。

(3) 対象部課等

ア 教育委員会

(ア) 小学校16校

旭丘小学校、早宮小学校、仲町小学校、北町小学校、練馬小学校、豊溪小学校、石神井東小学校、上石神井小学校、上石神井北小学校、下石神井小学校、大泉第二小学校、大泉東小学校、大泉北小学校、大泉学園小学校、橋戸小学校、南が丘小学校

(イ) 中学校7校

中村中学校、開進第三中学校、田柄中学校、豊溪中学校、石神井西中学校、谷原中学校、大泉第二中学校

(ウ) 小中教育一貫校1校

小中一貫教育校大泉桜学園

(エ) 幼稚園1園

北大泉幼稚園

イ 教育委員会事務局こども家庭部

・小学校内学童クラブ直営5か所

早宮小学童クラブ、北町小学童クラブ、大泉東小学童クラブ、大泉東小第二学童クラブ、南が丘小学童クラブ

・小学校内学童クラブ委託2か所

大泉第二小学童クラブ、大泉北小学童クラブ

2 監査結果

監査の結果、意見欄に記載する事項を除き、適正に行われていた。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

3 意見

○ 過去の要請および意見の対象となった事務処理に対する措置状況について

学校教職員等の勤務管理については、平成27年度および28年度監査において、出勤簿等に係る事務処理に適切さを欠く事例が複数の学校で確認され、教育委員会事務局に対し改善を指導し、意見を提出した。また、学校における消防訓練についても、平成27年度監査において実施結果記録の作成、保管等の不備が複数の学校で確認され、改善を指導したところである。

令和元年度の監査対象校等は平成27年度監査対象校等と同じであるが、勤務管理と消防訓練のいずれについても、過去の監査で改善を指導したものと同様の不備が複数の学校で見受けられた。

具体的には、出勤簿と休暇・職免等処理簿などとの不整合や休暇・職免

等処理簿等における鉛筆書き、職免基準欄のチェック漏れが複数の学校で見られた。非常勤職員の出勤簿においては、出退勤時刻、勤務時間の未記入および鉛筆書きが複数の学校で見られた。また、消防訓練については、消防署長への事前通知ならびに実施結果記録書の作成および保存が、複数の学校で行われていなかった。

については、今回の監査対象校等において書類の不備や不適切な処理が繰り返されることのないよう、実効性のある内容で事務改善に取り組まれない。

勤務管理については、現在、教育委員会事務局において教職員出退勤システムの構築に着手しているところである。教職員出退勤システムの構築に当たっては、教職員や管理者の負担を軽減しつつ、関係条例等に基づき適切な勤務管理の徹底が図られるよう努められたい。

教育委員会事務局は、監査対象校等への個別の指導のみならず、所管する全学校等に対しても今回の監査結果（評価結果）を周知・徹底の上、情報共有を図り、全体的な事務改善に向け組織をあげて取り組まれない。

（教育振興部）

令和元年度定期監査(8)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(8)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年11月27日から令和2年1月14日までの間において実日数4日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を技術面を中心に検証した。

ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(3) 対象工事

ア 仮称練馬区立上石神井三丁目公園整備工事

イ 交通安全施設整備(電線共同溝)工事(主6)I期-2

(4) 対象部課

ア 土木部道路公園課

- イ 土木部維持保全担当課
- ウ 土木部計画課

- 2 監査結果
適正に行われていた。

令和元年度定期監査(9)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(9)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年12月4日から令和2年1月29日までの間において実日数4日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を技術面を中心に検証した。

ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(3) 対象工事

- ア 練馬区立大泉学園地区区民館・大泉学園保育園大規模改修工事
練馬区立大泉学園地区区民館・大泉学園保育園大規模改修機械設備工事

練馬区立大泉学園地区区民館・大泉学園保育園大規模改修電気設備
工事

練馬区立大泉学園地区区民館・大泉学園保育園大規模改修昇降機設
備工事

練馬区立大泉学園地区区民館・大泉学園保育園大規模改修工事監理
等業務委託

イ (仮称) 練馬区立平和台駅地下自転車駐車場建築工事

(仮称) 練馬区立平和台駅地下自転車駐車場機械設備工事

(仮称) 練馬区立平和台駅地下自転車駐車場電気設備工事

(仮称) 練馬区立平和台駅地下自転車駐車場建築工事監理等業務委託

(4) 対象部課

ア 施設管理担当部施設整備課

イ 地域文化部地域振興課

ウ 土木部交通安全課

エ 教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課

2 監査結果

適正に行われていた。

令和元年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(10)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和元年12月16日から令和2年1月10日までの間において実日数12日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（平成30年5月25日付け30練総職第333号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づいた施設管理が行われているか。
- (ケ) 追録図書と定期刊行物の購入に際して、代替手段を検討するなど購入の必要性を検証しているか。

イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

(3) 対象部課等

ア 環境部

- (ア) 環境課
- (イ) みどり推進課
- (ウ) 清掃リサイクル課
- (エ) 練馬清掃事務所
- (オ) 石神井清掃事務所

イ 都市整備部

- (ア) 都市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 新宿線・外環沿線まちづくり課
- (キ) 大江戸線延伸推進課
- (ク) 住宅課
- (ケ) 開発調整課
- (コ) 建築課
- (サ) 建築審査課

ウ 土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課
- (ウ) 維持保全担当課(以下の施設を含む。)
 - ・西部土木出張所、谷原材料置場
 - ・東部公園出張所、中村かしわ公園
- (エ) 計画課
- (オ) 特定道路課
- (カ) 交通安全課

- 2 監査結果
適正に行われていた。

Ⅲ 財政援助団体等監査の監査結果

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、小川けいこ前監査委員および酒井妙子前監査委員が本監査の執行に関与し、福沢剛監査委員および柳沢よしみ監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和2年1月14日から同年2月14日までの間において実日数15日間

(2) 方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施するとともに、つぎの諸事項に留意して監査した。

ア 財政援助団体（補助団体）

【団体関係】

- (ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。
- (ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

【所管課関係】

- (ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。
- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

- (エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。
- (ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

イ 出資団体

【団体関係】

- (ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

【所管課関係】

- (ア) 出資目的および出資金額等は妥当か（変更があった場合）。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

【団体関係】

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか（管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされ

ているか。

(サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

(ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

(エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。

(オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。

(カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。

(キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(3) 対象団体

ア 財政援助団体（補助団体）

〔施設名〕団体等名
石神井公園商店街振興組合 【にぎわい商店街支援事業補助金、いきいき商店街支援事業補助金、空き店舗対策事業補助金、空き店舗活用産直販売支援事業補助金】
東京あおば農業協同組合 【都市農業活性化支援事業費補助金、金子ゴールデン麦ブランド化推進事業補助金、地産地消推進事業費補助金、優良種子共同購入事業費補助金、土壌改良・病害防止資材共同購入事業費補助金、野菜供給確保対策事業費補助金、環境保全型農業協同購入事業費補助金、有機・減農薬農業共同購入事業費補助金、環境調和型農業施設整備事業費補助金、資源循環型農業推進事業費補助金、生産基盤強化施設整備事業費補助金】
社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 【社会福祉協議会補助金、権利擁護センター運営費補助金】
〔クラブハウスシンプルライフ〕 特定非営利活動法人ホサナ 【障害者日中活動系サービス推進事業補助金】
〔H o t J o b〕 特定非営利活動法人ほっとすぺーす 【地域活動支援センターⅢ型補助金】
社会福祉法人練馬区社会福祉事業団 【介護人材育成・研修センター支援経費補助金】
一般社団法人練馬区医師会 【地域医療推進事業補助金、訪問看護ステーション運営費補助金、磁気共鳴画像診断装置補助金、後方支援病床確保事業補助金】
公益財団法人練馬区環境まちづくり公社 【環境まちづくり公社補助金(人件費・法人運営費・みどりのまちづくりセンター運営費)】
〔石神井南幼稚園〕 【私立幼稚園教育環境整備補助金、私立幼稚園行事費等助成金、私立幼稚園学級補助印配置助成金、私立幼稚園一次預かり事業補助金、保育士キャリアアップ補助金、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金、施設整備資金利子補給費】

〔施設名〕団体等名
〔colors桜台二丁目学童クラブ〕 株式会社アンジェリカ 【放課後児童等の広場(民間学童保育) 事業運営費補助金】
〔ソラスト武蔵関〕 株式会社ソラスト 【認証保育所運営費補助金、保育士等キャリアアップ補助金、保育力強化事業補助金、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金】
〔ベビーステーション北町〕 有限会社ベビーステーション 【認証保育所運営費補助金、保育士等キャリアアップ補助金、保育力強化事業補助金】
〔アンミッコ保育園〕 株式会社アンミッコ 【認証保育所運営費補助金、保育士等キャリアアップ補助金、保育力強化事業補助金、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金】
〔未来こどもランドすまいる石神井〕 社会福祉法人未来こどもランド 【民設子育てのひろば運営補助金】

イ 出資団体

団体名	団体名
社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団 【出捐金】	公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社 【出捐金】

ウ 指定管理者

〔施設名〕団体名	〔施設名〕団体名
〔男女共同参画センター〕 特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構	〔石神井公園区民交流センター〕 練馬建物総合管理協同組合
〔大泉学園ホール〕 公益財団法人練馬区文化振興協会	〔平和台体育館 ほか3か所〕 東京ドームグループ・大泉スワロー 共同事業体
〔大泉学園町体育館 ほか3か所〕 ミズノグループ	〔貫井福祉園、貫井福祉工房〕 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

〔施設名〕団体名	〔施設名〕団体名
〔光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぷ）〕 社会福祉法人武蔵野会	〔はつらつセンター大泉〕 社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団
〔大泉リサイクルセンター〕 アクティオ・練馬リサイクル共 同事業体	〔大泉交通公園〕 アゴラ造園株式会社
〔練馬駅北口地下駐車場〕 株式会社五十嵐商会	〔貫井図書館〕 株式会社図書館流通センター
〔春日町図書館〕 株式会社ヴィアックス	〔東大泉児童館 ほか2か所〕 株式会社ウィッシュ

2 監査結果

適正に行われていた。

なお、指摘事項には当たらないが、指定管理業務の再委託に係る確認において対応が不十分な事例が見られたので、関係者に適正に処理を行うよう要請する。

その他、軽易な事務上の誤りについては、関係者にその都度口頭で指導した。

IV 例月現金出納検査結果

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

1 検査年月日

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 平成 31年 4月 25日 | (平成 31年 3月分) |
| (2) 令和 元年 5月 27日 | (平成 31年 4月分) |
| (3) 令和 元年 6月 25日 | (令和 元年 5月分) |
| (4) 令和 元年 7月 22日 | (令和 元年 6月分) |
| (5) 令和 元年 8月 27日 | (令和 元年 7月分) |
| (6) 令和 元年 9月 25日 | (令和 元年 8月分) |
| (7) 令和 元年 10月 28日 | (令和 元年 9月分) |
| (8) 令和 元年 12月 26日 | (令和 元年 10月分) |
| (9) 令和 元年 12月 26日 | (令和 元年 11月分) |
| (10) 令和 2年 1月 27日 | (令和 元年 12月分) |
| (11) 令和 2年 2月 25日 | (令和 2年 1月分) |
| (12) 令和 2年 3月 26日 | (令和 2年 2月分) |

2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

3 検査内容

現金、預金、一時借入金等の出納保管状況

4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合し、会計管理室長より説明を受けた結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成31年3月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	267,132,255,000	67,160,790,000	54,673,999,000	13,087,000	16,313,601,000	555,732,000	138,717,209,000	405,849,464,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	45,269,486,185	7,155,872,921	6,517,042,394	0	891,917,923	17,900,000	14,582,733,238	59,852,219,423	7,643,017,640	67,495,237,063
	累 計 B	245,909,627,653	61,861,284,290	52,923,258,567	12,915,110	15,690,954,928	314,062,000	130,802,474,895	376,712,102,548	118,791,423,065	495,503,525,613
	対予算収入率 (B/A)	% 92.1	% 92.1	% 96.8	% 98.7	% 96.2	% 56.5	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	27,759,301,593	7,074,968,221	4,396,794,395	0	2,839,734,038	244,619,620	14,556,116,274	42,315,417,867	9,857,121,981	52,172,539,848
	累 計 C	235,968,924,254	63,006,491,148	48,523,953,725	16,142	16,162,953,889	457,206,451	128,150,621,355	364,119,545,609	110,628,321,456	474,747,867,065
	対予算執行率 (C/A)	% 88.3	% 93.8	% 88.8	% 0.1	% 99.1	% 82.3	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	9,940,703,399	-1,145,206,858	4,399,304,842	12,898,968	-471,998,961	-143,144,451	2,651,853,540	12,592,556,939	8,163,101,609	20,755,658,548	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	9,940,703,399	-1,145,206,858	4,399,304,842	12,898,968	-471,998,961	-143,144,451	2,651,853,540	12,592,556,939	8,163,101,609	20,755,658,548	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,594,500,852	-455,348,160	2,139,152,692
基金合計 A + B + C		97,117,836,852	-455,348,160	96,662,488,692

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,797,500	-30,000	3,767,500
みずほ銀行預託金	当座預金	3,163,833	-2,272,785	891,048
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,426,000,000	15,325,000,000	20,751,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		5,432,961,333	15,322,697,215	20,755,658,548

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		9,293,682,935	4,544,651,840	13,838,334,775
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		80,425,000,000	-5,000,000,000	75,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		97,117,836,852	-455,348,160	96,662,488,692

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成31年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	267,132,255,000	67,160,790,000	54,673,999,000	13,087,000	16,313,601,000	555,732,000	138,717,209,000	405,849,464,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	6,754,337,724	4,668,526,342	1,255,513,927	725	553,047,921	17,900,000	6,494,988,915	13,249,326,639	0	13,249,326,639
	累 計 B	252,663,965,377	66,529,810,632	54,178,772,494	12,915,835	16,244,002,849	331,962,000	137,297,463,810	389,961,429,187	118,791,423,065	508,752,852,252
	対予算収入率 (B/A)	% 94.6	% 99.1	% 99.1	% 98.7	% 99.6	% 59.7	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	16,637,744,093	3,188,067,109	4,534,492,603	8,664	53,816,353	87,800,152	7,864,184,881	24,501,928,974	0	24,501,928,974
	累 計 C	252,606,668,347	66,194,558,257	53,058,446,328	24,806	16,216,770,242	545,006,603	136,014,806,236	388,621,474,583	110,628,321,456	499,249,796,039
	対予算執行率 (C/A)	% 94.6	% 98.6	% 97.0	% 0.2	% 99.4	% 98.1	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	57,297,030	335,252,375	1,120,326,166	12,891,029	27,232,607	-213,044,603	1,282,657,574	1,339,954,604	8,163,101,609	9,503,056,213	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	[注2] -8,163,101,609	[注2] -8,163,101,609	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	57,297,030	335,252,375	1,120,326,166	12,891,029	27,232,607	-213,044,603	1,282,657,574	1,339,954,604	0	1,339,954,604	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

[注2] 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、平成31年4月1日に翌年度繰越済

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成31年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	274,528,098,000	65,197,619,000	55,599,892,000	0	16,779,938,000	481,419,000	138,058,868,000	412,586,966,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	10,292,150,735	524,668,874	1,131,352	0	1,681,237,157	0	2,207,037,383	12,499,188,118	15,253,860,098	27,753,048,216
	累 計 B	10,292,150,735	524,668,874	1,131,352	0	1,681,237,157	0	2,207,037,383	12,499,188,118	15,253,860,098	27,753,048,216
	対予算収入率 (B/A)	% 3.7	% 0.8	% 0.0	% 0.0	% 10.0	% 0.0	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	20,129,604,173	435,878,902	50,730,661	0	1,082,750,619	8,277,176	1,577,637,358	21,707,241,531	7,711,323,061	29,418,564,592
	累 計 C	20,129,604,173	435,878,902	50,730,661	0	1,082,750,619	8,277,176	1,577,637,358	21,707,241,531	7,711,323,061	29,418,564,592
	対予算執行率 (C/A)	% 7.3	% 0.7	% 0.1	% 0.0	% 6.5	% 1.7	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-9,837,453,438	88,789,972	-49,599,309	0	598,486,538	-8,277,176	629,400,025	-9,208,053,413	7,542,537,037	-1,665,516,376	
基金繰替運用 E	500,000,000	0	0	0	0	0	0	500,000,000	0	500,000,000	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-9,337,453,438	88,789,972	-49,599,309	0	598,486,538	-8,277,176	629,400,025	-8,708,053,413	7,542,537,037	-1,165,516,376	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,139,152,692	-500,000,000	1,639,152,692
基金合計 A + B + C		96,662,488,692	-500,000,000	96,162,488,692

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,767,500	-7,500	3,760,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	891,048	3,787,180	4,678,228
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	20,751,000,000	-20,585,000,000	166,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		20,755,658,548	-20,581,220,320	174,438,228

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		13,838,334,775	-500,000,000	13,338,334,775
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		75,425,000,000	0	75,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		96,662,488,692	-500,000,000	96,162,488,692

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書(平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	267,132,255,000	67,160,790,000	54,673,999,000	13,087,000	16,313,601,000	555,732,000	138,717,209,000	405,849,464,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	14,672,150,753	-147,588,658	391,737,812	4,560	-4,328,660	213,044,603	452,869,657	15,125,020,410	0	15,125,020,410
	累 計 B	267,336,116,130	66,382,221,974	54,570,510,306	12,920,395	16,239,674,189	545,006,603	137,750,333,467	405,086,449,597	118,791,423,065	523,877,872,662
	対予算収入率 (B/A)	% 100.1	% 98.8	% 99.8	% 98.7	% 99.5	% 98.1	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	8,459,070,286	-412,336,283	840,360,634	12,895,589	1,484,047	0	442,403,987	8,901,474,273	0	8,901,474,273
	累 計 C	261,065,738,633	65,782,221,974	53,898,806,962	12,920,395	16,218,254,289	545,006,603	136,457,210,223	397,522,948,856	110,628,321,456	508,151,270,312
	対予算執行率 (C/A)	% 97.7	% 97.9	% 98.6	% 98.7	% 99.4	% 98.1	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	6,270,377,497	600,000,000	671,703,344	0	21,419,900	0	1,293,123,244	7,563,500,741	8,163,101,609	15,726,602,350	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	[注2] -8,163,101,609	[注2] -8,163,101,609	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	6,270,377,497	600,000,000	671,703,344	0	21,419,900	0	1,293,123,244	7,563,500,741	0	7,563,500,741	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

[注2] 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、平成31年4月1日に翌年度繰越済

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	274,745,011,866	65,197,619,000	55,599,892,000	0	16,779,938,000	481,419,000	138,058,868,000	412,803,879,866	-----	-----	
収入 済額	月 計	13,058,275,211	3,422,011,155	5,493,826,926	0	652,387,569	18,100,000	9,586,325,650	22,644,600,861	7,410,661,122	30,055,261,983
	累 計 B	23,350,425,946	3,946,680,029	5,494,958,278	0	2,333,624,726	18,100,000	11,793,363,033	35,143,788,979	22,664,521,220	57,808,310,199
	対予算収入率 (B/A)	% 8.5	% 6.1	% 9.9	% 0.0	% 13.9	% 3.8	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	12,986,040,320	3,431,419,440	4,595,065,312	0	836,888,692	4,138,588	8,867,512,032	21,853,552,352	7,301,523,666	29,155,076,018
	累 計 C	33,115,644,493	3,867,298,342	4,645,795,973	0	1,919,639,311	12,415,764	10,445,149,390	43,560,793,883	15,012,846,727	58,573,640,610
	対予算執行率 (C/A)	% 12.1	% 5.9	% 8.4	% 0.0	% 11.4	% 2.6	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-9,765,218,547	79,381,687	849,162,305	0	413,985,415	5,684,236	1,348,213,643	-8,417,004,904	7,651,674,493	-765,330,411	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-9,765,218,547	79,381,687	849,162,305	0	413,985,415	5,684,236	1,348,213,643	-8,417,004,904	7,651,674,493	-765,330,411	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	-2,760,824,000	43,113,331,000
	減債基金	10,561,282,000	685,822,000	11,247,104,000
	施設整備基金	19,889,973,000	3,019,846,000	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	182,000	401,830,000
	福祉基金	316,122,000	140,110,000	456,232,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	1,002,899,000	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	51,066,000	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,078,000	846,000	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	704,745,000	4,313,049,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	103,750,000	3,573,418,000
	一般会計 A	92,364,680,000	2,948,442,000	95,313,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	819,194,000	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	1,639,152,692	500,000,000	2,139,152,692
基金合計 A + B + C		96,162,488,692	4,267,636,000	100,430,124,692

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,760,000	0	3,760,000
みずほ銀行預託金	当座預金	4,678,228	-1,267,898	3,410,330
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	166,000,000	6,625,000,000	6,791,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		174,438,228	6,623,732,102	6,798,170,330

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		13,338,334,775	4,267,636,000	17,605,970,775
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		75,425,000,000	0	75,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		96,162,488,692	4,267,636,000	100,430,124,692

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年6月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	274,745,011,866	65,197,619,000	55,599,892,000	16,779,938,000	481,419,000	138,058,868,000	412,803,879,866	-----	-----	
48 収入 済 額	月 計	19,807,923,294	4,064,876,143	3,435,751,558	2,184,157,998	17,900,000	9,702,685,699	29,510,608,993	10,630,499,188	40,141,108,181
	累 計 B	43,158,349,240	8,011,556,172	8,930,709,836	4,517,782,724	36,000,000	21,496,048,732	64,654,397,972	33,295,020,408	97,949,418,380
	対予算収入率 (B/A)	15.7%	12.3%	16.1%	26.9%	7.5%	-----	-----	-----	-----
支出 済 額	月 計	22,357,292,164	3,545,629,798	4,441,025,479	842,837,367	4,155,588	8,833,648,232	31,190,940,396	7,156,846,259	38,347,786,655
	累 計 C	55,472,936,657	7,412,928,140	9,086,821,452	2,762,476,678	16,571,352	19,278,797,622	74,751,734,279	22,169,692,986	96,921,427,265
	対予算執行率 (C/A)	20.2%	11.4%	16.3%	16.5%	3.4%	-----	-----	-----	-----
累 計 収 支 差 (B - C) D	-12,314,587,417	598,628,032	-156,111,616	1,755,306,046	19,428,648	2,217,251,110	-10,097,336,307	11,125,327,422	1,027,991,115	
基 金 繰 替 運 用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一 時 借 入 金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 繰 越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳 計 現 金 等 合 計 (D + E + F - G)	-12,314,587,417	598,628,032	-156,111,616	1,755,306,046	19,428,648	2,217,251,110	-10,097,336,307	11,125,327,422	1,027,991,115	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	43,113,331,000	3,060,000,000	46,173,331,000
	減債基金	11,247,104,000	0	11,247,104,000
	施設整備基金	22,909,819,000	0	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	4,313,049,000	700,000,000	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	95,313,122,000	3,760,000,000	99,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	2,139,152,692	455,348,160	2,594,500,852
基金合計 A + B + C		100,430,124,692	4,215,348,160	104,645,472,852

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,760,000	0	3,760,000
みずほ銀行預託金	当座預金	3,410,330	-179,215	3,231,115
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	6,791,000,000	-5,770,000,000	1,021,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		6,798,170,330	-5,770,179,215	1,027,991,115

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		17,605,970,775	7,215,348,160	24,821,318,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		75,425,000,000	-3,000,000,000	72,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		100,430,124,692	4,215,348,160	104,645,472,852

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年7月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	274,745,011,866	65,197,619,000	55,599,892,000	16,779,938,000	481,419,000	138,058,868,000	412,803,879,866	-----	-----	
収入 済 額	月 計	15,463,254,041	6,724,915,156	6,765,561,903	648,172,130	17,900,000	14,156,549,189	29,619,803,230	14,796,674,937	44,416,478,167
	累 計 B	58,621,603,281	14,736,471,328	15,696,271,739	5,165,954,854	53,900,000	35,652,597,921	94,274,201,202	48,091,695,345	142,365,896,547
	対予算収入率 (B/A)	21.3%	22.6%	28.2%	30.8%	11.2%	-----	-----	-----	-----
支出 済 額	月 計	17,468,885,010	3,493,244,249	4,689,252,007	846,987,553	8,826,588	9,038,310,397	26,507,195,407	10,661,285,125	37,168,480,532
	累 計 C	72,941,821,667	10,906,172,389	13,776,073,459	3,609,464,231	25,397,940	28,317,108,019	101,258,929,686	32,830,978,111	134,089,907,797
	対予算執行率 (C/A)	26.5%	16.7%	24.8%	21.5%	5.3%	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-14,320,218,386	3,830,298,939	1,920,198,280	1,556,490,623	28,502,060	7,335,489,902	-6,984,728,484	15,260,717,234	8,275,988,750	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-14,320,218,386	3,830,298,939	1,920,198,280	1,556,490,623	28,502,060	7,335,489,902	-6,984,728,484	15,260,717,234	8,275,988,750	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	46,173,331,000	0	46,173,331,000
	減債基金	11,247,104,000	0	11,247,104,000
	施設整備基金	22,909,819,000	0	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	5,013,049,000	0	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	99,073,122,000	0	99,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	2,594,500,852	-42,291,000	2,552,209,852
基金合計 A + B + C		104,645,472,852	-42,291,000	104,603,181,852

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,760,000	0	3,760,000
みずほ銀行預託金	当座預金	3,231,115	-2,002,365	1,228,750
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	1,021,000,000	7,250,000,000	8,271,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		1,027,991,115	7,247,997,635	8,275,988,750

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,821,318,935	-6,042,291,000	18,779,027,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		72,425,000,000	6,000,000,000	78,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		104,645,472,852	-42,291,000	104,603,181,852

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年8月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	274,745,011,866	65,197,619,000	55,599,892,000	16,779,938,000	481,419,000	138,058,868,000	412,803,879,866	-----	-----	
収入 済 額	月 計	24,951,024,800	4,728,052,552	6,112,987,239	793,286,669	17,900,000	11,652,226,460	36,603,251,260	7,840,233,880	44,443,485,140
	累 計 B	83,572,628,081	19,464,523,880	21,809,258,978	5,959,241,523	71,800,000	47,304,824,381	130,877,452,462	55,931,929,225	186,809,381,687
	対予算収入率 (B/A)	30.4%	29.9%	39.2%	35.5%	14.9%	-----	-----	-----	-----
支出 済 額	月 計	17,385,069,577	6,124,601,135	4,420,255,901	863,255,442	4,138,588	11,412,251,066	28,797,320,643	14,751,093,066	43,548,413,709
	累 計 C	90,326,891,244	17,030,773,524	18,196,329,360	4,472,719,673	29,536,528	39,729,359,085	130,056,250,329	47,582,071,177	177,638,321,506
	対予算執行率 (C/A)	32.9%	26.1%	32.7%	26.7%	6.1%	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-6,754,263,163	2,433,750,356	3,612,929,618	1,486,521,850	42,263,472	7,575,465,296	821,202,133	8,349,858,048	9,171,060,181	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-6,754,263,163	2,433,750,356	3,612,929,618	1,486,521,850	42,263,472	7,575,465,296	821,202,133	8,349,858,048	9,171,060,181	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

② 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	46,173,331,000	0	46,173,331,000
	減債基金	11,247,104,000	0	11,247,104,000
	施設整備基金	22,909,819,000	0	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	5,013,049,000	0	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	99,073,122,000	0	99,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	2,552,209,852	0	2,552,209,852
基金合計 A+B+C		104,603,181,852	0	104,603,181,852

(2) 保有現金 保管調書

① 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,760,000	3,000	3,763,000
みずほ銀行預託金	当座預金	1,228,750	68,431	1,297,181
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	8,271,000,000	895,000,000	9,166,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		8,275,988,750	895,071,431	9,171,060,181

② 基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		18,779,027,935	0	18,779,027,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		78,425,000,000	0	78,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		104,603,181,852	0	104,603,181,852

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年9月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	274,745,011,866	65,197,619,000	55,599,892,000	16,779,938,000	481,419,000	138,058,868,000	412,803,879,866	-----	-----	
収入 済 額	月 計	23,343,478,328	5,232,240,150	4,490,940,159	2,377,738,755	104,759,000	12,205,678,064	35,549,156,392	10,753,628,641	46,302,785,033
	累 計 B	106,916,106,409	24,696,764,030	26,300,199,137	8,336,980,278	176,559,000	59,510,502,445	166,426,608,854	66,685,557,866	233,112,166,720
	対予算収入率 (B/A)	% 38.9	% 37.9	% 47.3	% 49.7	% 36.7	-----	-----	-----	-----
支出 済 額	月 計	20,300,533,779	6,397,120,376	4,543,888,698	915,444,433	94,714,761	11,951,168,268	32,251,702,047	7,850,699,099	40,102,401,146
	累 計 C	110,627,425,023	23,427,893,900	22,740,218,058	5,388,164,106	124,251,289	51,680,527,353	162,307,952,376	55,432,770,276	217,740,722,652
	対予算執行率 (C/A)	% 40.3	% 35.9	% 40.9	% 32.1	% 25.8	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-3,711,318,614	1,268,870,130	3,559,981,079	2,948,816,172	52,307,711	7,829,975,092	4,118,656,478	11,252,787,590	15,371,444,068	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-3,711,318,614	1,268,870,130	3,559,981,079	2,948,816,172	52,307,711	7,829,975,092	4,118,656,478	11,252,787,590	15,371,444,068	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	46,173,331,000	0	46,173,331,000
	減債基金	11,247,104,000	0	11,247,104,000
	施設整備基金	22,909,819,000	0	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	5,013,049,000	0	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	99,073,122,000	0	99,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	2,552,209,852	0	2,552,209,852
基金合計 A + B + C		104,603,181,852	0	104,603,181,852

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,763,000	400,000	4,163,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	1,297,181	-16,113	1,281,068
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	9,166,000,000	4,200,000,000	13,366,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	2,000,000,000	2,000,000,000
国債等		0	0	0
合計		9,171,060,181	6,200,383,887	15,371,444,068

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		18,779,027,935	0	18,779,027,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		78,425,000,000	0	78,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		104,603,181,852	0	104,603,181,852

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年10月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	278,139,402,866	65,212,326,000	56,274,242,000	16,779,938,000	481,419,000	138,747,925,000	416,887,327,866	-----	-----	
収入 済 額	月 計	20,967,184,492	4,891,902,867	3,466,721,329	553,747,557	17,900,000	8,930,271,753	29,897,456,245	8,016,653,930	37,914,110,175
	累 計 B	127,883,290,901	29,588,666,897	29,766,920,466	8,890,727,835	194,459,000	68,440,774,198	196,324,065,099	74,702,211,796	271,026,276,895
	対予算収入率 (B/A)	46.0%	45.4%	52.9%	53.0%	40.4%	-----	-----	-----	-----
支出 済 額	月 計	27,776,333,938	6,202,257,104	4,647,308,034	1,585,527,022	5,024,621	12,440,116,781	40,216,450,719	10,803,125,231	51,019,575,950
	累 計 C	138,403,758,961	29,630,151,004	27,387,526,092	6,973,691,128	129,275,910	64,120,644,134	202,524,403,095	66,235,895,507	268,760,298,602
	対予算執行率 (C/A)	49.8%	45.4%	48.7%	41.6%	26.9%	-----	-----	-----	-----
累 計 収 支 差 (B - C) D	-10,520,468,060	-41,484,107	2,379,394,374	1,917,036,707	65,183,090	4,320,130,064	-6,200,337,996	8,466,316,289	2,265,978,293	
基 金 繰 替 運 用 E	4,500,000,000	0	0	0	0	0	4,500,000,000	0	4,500,000,000	
一 時 借 入 金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 繰 越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳 計 現 金 等 合 計 (D + E + F - G)	-6,020,468,060	-41,484,107	2,379,394,374	1,917,036,707	65,183,090	4,320,130,064	-1,700,337,996	8,466,316,289	6,765,978,293	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	46,173,331,000	0	46,173,331,000
	減債基金	11,247,104,000	-2,000,000,000	9,247,104,000
	施設整備基金	22,909,819,000	0	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	5,013,049,000	0	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	99,073,122,000	0	97,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	2,552,209,852	-2,500,000,000	52,209,852
基金合計 A + B + C		104,603,181,852	-4,500,000,000	100,103,181,852

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		4,163,000	0	4,163,000
みずほ銀行預託金	当座預金	1,281,068	-465,775	815,293
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	13,366,000,000	-6,605,000,000	6,761,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	2,000,000,000	-2,000,000,000	0
国債等		0	0	0
合計		15,371,444,068	-8,605,465,775	6,765,978,293

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		18,779,027,935	-4,500,000,000	14,279,027,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		78,425,000,000	0	78,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		104,603,181,852	-4,500,000,000	100,103,181,852

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年11月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	278,139,402,866	65,212,326,000	56,274,242,000	16,779,938,000	481,419,000	138,747,925,000	416,887,327,866	-----	-----	
収入 済 額	月 計	19,885,427,502	4,625,186,372	4,662,914,741	1,115,066,197	17,900,000	10,421,067,310	30,306,494,812	10,803,500,017	41,109,994,829
	累 計 B	147,768,718,403	34,213,853,269	34,429,835,207	10,005,794,032	212,359,000	78,861,841,508	226,630,559,911	85,505,711,813	312,136,271,724
	対予算収入率 (B/A)	53.1%	52.5%	61.2%	59.6%	44.1%	-----	-----	-----	-----
支出 済 額	月 計	13,191,400,763	6,139,624,121	4,467,514,313	1,580,299,410	6,567,508	12,194,005,352	25,385,406,115	7,977,803,138	33,363,209,253
	累 計 C	151,595,159,724	35,769,775,125	31,855,040,405	8,553,990,538	135,843,418	76,314,649,486	227,909,809,210	74,213,698,645	302,123,507,855
	対予算執行率 (C/A)	54.5%	54.9%	56.6%	51.0%	28.2%	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-3,826,441,321	-1,555,921,856	2,574,794,802	1,451,803,494	76,515,582	2,547,192,022	-1,279,249,299	11,292,013,168	10,012,763,869	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-3,826,441,321	-1,555,921,856	2,574,794,802	1,451,803,494	76,515,582	2,547,192,022	-1,279,249,299	11,292,013,168	10,012,763,869	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	46,173,331,000	0	46,173,331,000
	減債基金	9,247,104,000	2,000,000,000	11,247,104,000
	施設整備基金	22,909,819,000	0	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	5,013,049,000	0	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	97,073,122,000	2,000,000,000	99,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	52,209,852	2,500,000,000	2,552,209,852
基金合計 A + B + C		100,103,181,852	4,500,000,000	104,603,181,852

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		4,163,000	0	4,163,000
みずほ銀行預託金	当座預金	815,293	1,785,576	2,600,869
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	6,761,000,000	3,245,000,000	10,006,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		6,765,978,293	3,246,785,576	10,012,763,869

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		14,279,027,935	4,500,000,000	18,779,027,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		78,425,000,000	0	78,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		100,103,181,852	4,500,000,000	104,603,181,852

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和元年12月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	278,139,402,866	65,212,326,000	56,274,242,000	16,779,938,000	481,419,000	138,747,925,000	416,887,327,866	-----	-----	
09 収入 済 額	月 計	23,799,634,636	11,077,903,817	5,043,172,470	1,957,589,298	17,900,000	18,096,565,585	41,896,200,221	7,905,982,227	49,802,182,448
	累 計 B	171,568,353,039	45,291,757,086	39,473,007,677	11,963,383,330	230,259,000	96,958,407,093	268,526,760,132	93,411,694,040	361,938,454,172
	対予算収入率 (B/A)	61.7%	69.5%	70.1%	71.3%	47.8%	-----	-----	-----	-----
09 支出 済 額	月 計	31,463,622,575	9,209,492,196	4,617,985,023	1,645,789,164	4,138,588	15,477,404,971	46,941,027,546	11,013,839,879	57,954,867,425
	累 計 C	183,058,782,299	44,979,267,321	36,473,025,428	10,199,779,702	139,982,006	91,792,054,457	274,850,836,756	85,227,538,524	360,078,375,280
	対予算執行率 (C/A)	65.8%	69.0%	64.8%	60.8%	29.1%	-----	-----	-----	-----
累 計 収 支 差 (B - C) D	-11,490,429,260	312,489,765	2,999,982,249	1,763,603,628	90,276,994	5,166,352,636	-6,324,076,624	8,184,155,516	1,860,078,892	
基 金 繰 替 運 用 E	3,500,000,000	0	0	0	0	0	3,500,000,000	0	3,500,000,000	
一 時 借 入 金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 繰 越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳 計 現 金 等 合 計 (D + E + F - G)	-7,990,429,260	312,489,765	2,999,982,249	1,763,603,628	90,276,994	5,166,352,636	-2,824,076,624	8,184,155,516	5,360,078,892	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	46,173,331,000	0	46,173,331,000
	減債基金	11,247,104,000	0	11,247,104,000
	施設整備基金	22,909,819,000	-1,000,000,000	21,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	5,013,049,000	0	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	99,073,122,000	-1,000,000,000	98,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	2,552,209,852	-2,500,000,000	52,209,852
基金合計 A + B + C		104,603,181,852	-3,500,000,000	101,103,181,852

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		4,163,000	-40,000	4,123,000
みずほ銀行預託金	当座預金	2,600,869	2,355,023	4,955,892
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	10,006,000,000	-4,655,000,000	5,351,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		10,012,763,869	-4,652,684,977	5,360,078,892

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		18,779,027,935	-7,500,000,000	11,279,027,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		78,425,000,000	4,000,000,000	82,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		104,603,181,852	-3,500,000,000	101,103,181,852

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和2年1月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	278,139,402,866	65,212,326,000	56,274,242,000	16,779,938,000	481,419,000	138,747,925,000	416,887,327,866	-----	-----	
収入 済 額	月 計	20,032,979,604	4,958,757,528	4,958,330,362	1,087,007,746	17,900,000	11,021,995,636	31,054,975,240	8,275,768,383	39,330,743,623
	累 計 B	191,601,332,643	50,250,514,614	44,431,338,039	13,050,391,076	248,159,000	107,980,402,729	299,581,735,372	101,687,462,423	401,269,197,795
	対予算収入率 (B/A)	68.9%	77.1%	79.0%	77.8%	51.6%	-----	-----	-----	-----
支出 済 額	62 月 計	18,929,338,479	3,418,662,588	4,762,027,158	1,697,025,857	8,583,988	9,886,299,591	28,815,638,070	7,628,869,799	36,444,507,869
	累 計 C	201,988,120,778	48,397,929,909	41,235,052,586	11,896,805,559	148,565,994	101,678,354,048	303,666,474,826	92,856,408,323	396,522,883,149
	対予算執行率 (C/A)	72.6%	74.2%	73.3%	70.9%	30.9%	-----	-----	-----	-----
累 計 収 支 差 (B - C) D	-10,386,788,135	1,852,584,705	3,196,285,453	1,153,585,517	99,593,006	6,302,048,681	-4,084,739,454	8,831,054,100	4,746,314,646	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-10,386,788,135	1,852,584,705	3,196,285,453	1,153,585,517	99,593,006	6,302,048,681	-4,084,739,454	8,831,054,100	4,746,314,646	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	46,173,331,000	0	46,173,331,000
	減債基金	11,247,104,000	0	11,247,104,000
	施設整備基金	21,909,819,000	1,000,000,000	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	5,013,049,000	0	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	98,073,122,000	1,000,000,000	99,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	52,209,852	2,711,453,170	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		101,103,181,852	3,711,453,170	104,814,635,022

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		4,123,000	-10,000	4,113,000
みずほ銀行預託金	当座預金	4,955,892	-3,754,246	1,201,646
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,351,000,000	-610,000,000	4,741,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		5,360,078,892	-613,764,246	4,746,314,646

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		11,279,027,935	3,711,453,170	14,990,481,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		82,425,000,000	0	82,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		101,103,181,852	3,711,453,170	104,814,635,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(令和2年2月29日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和元年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	介 護 保 険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
予 算 現 額 A	278,139,402,866	65,212,326,000	56,274,242,000	16,779,938,000	481,419,000	138,747,925,000	416,887,327,866	-----	-----	
収入 済 額	月 計	17,146,419,066	4,600,757,529	4,432,836,441	545,262,077	17,900,000	9,596,756,047	26,743,175,113	9,736,834,823	36,480,009,936
	累 計 B	208,747,751,709	54,851,272,143	48,864,174,480	13,595,653,153	266,059,000	117,577,158,776	326,324,910,485	111,424,297,246	437,749,207,731
	対予算収入率 (B/A)	75.1%	84.1%	86.8%	81.0%	55.3%	-----	-----	-----	-----
支出 済 額	月 計	17,369,160,354	6,271,250,520	4,605,519,595	1,688,497,618	4,138,588	12,569,406,321	29,938,566,675	8,191,070,401	38,129,637,076
	累 計 C	219,357,281,132	54,669,180,429	45,840,572,181	13,585,303,177	152,704,582	114,247,760,369	333,605,041,501	101,047,478,724	434,652,520,225
	対予算執行率 (C/A)	78.9%	83.8%	81.5%	81.0%	31.7%	-----	-----	-----	-----
累 計 収 支 差 (B - C) D	-10,609,529,423	182,091,714	3,023,602,299	10,349,976	113,354,418	3,329,398,407	-7,280,131,016	10,376,818,522	3,096,687,506	
基 金 繰 替 運 用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一 時 借 入 金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 繰 越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳 計 現 金 等 合 計 (D + E + F - G)	-10,609,529,423	182,091,714	3,023,602,299	10,349,976	113,354,418	3,329,398,407	-7,280,131,016	10,376,818,522	3,096,687,506	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	46,173,331,000	0	46,173,331,000
	減債基金	11,247,104,000	0	11,247,104,000
	施設整備基金	22,909,819,000	0	22,909,819,000
	文化芸術振興基金	401,830,000	0	401,830,000
	福祉基金	456,232,000	0	456,232,000
	医療環境整備基金	6,508,286,000	0	6,508,286,000
	みどりを育む基金	1,882,129,000	0	1,882,129,000
	まちづくり基金	907,924,000	0	907,924,000
	大江戸線延伸推進基金	5,013,049,000	0	5,013,049,000
	区営住宅整備基金	3,573,418,000	0	3,573,418,000
	一般会計 A	99,073,122,000	0	99,073,122,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,977,850,000	0	2,977,850,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		104,814,635,022	0	104,814,635,022

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		4,113,000	0	4,113,000
みずほ銀行預託金	当座預金	1,201,646	372,860	1,574,506
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	4,741,000,000	-1,650,000,000	3,091,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		4,746,314,646	-1,649,627,140	3,096,687,506

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		14,990,481,105	0	14,990,481,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		82,425,000,000	0	82,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		104,814,635,022	0	104,814,635,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

V 決算等審査結果および 財政健全化判断比率審査結果

平成 30 年度決算等審査結果報告および
健全化判断比率審査結果報告（概要）

1 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

(1) 審査の結果

- ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。
- イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。
- ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。
- エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

(2) 審査意見

「改革ねりま」の第Ⅱ章がスタートし、区政は「参加から協働へ」と深化しつつある。グランドデザイン構想の実現に向け「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（以下「第2次ビジョン」という。）のリーディングプロジェクト等を着実に推進するとともに、区民生活の向上と財政の健全性とを両立させるよう要望する。

以下、総括意見および個別意見を付す。

ア 総括意見

平成 30 年度予算は、アクションプランの着実な実施を最優先して予算編成が行われた。編成に当たっては、枠配分ゼロシーリングを行いスクラップアンドビルドに努めたものである。

決算は、近年の景気と雇用の改善に支えられ、全会計の収支合計で 75 億 6,350 万円の黒字決算となった。収入率・執行率を見ると、計画された予算が着実に執行されたといえる。

アクションプラン関連予算の執行状況を見ても、柱となる各事業は順調に実施されたと受け止めている。

(単位 百万円)

NO	施策の柱	区分	28年度	29年度	30年度
I	子どもの成長と子育ての総合的な支援	予算額	6,458	6,085	10,015
		執行額	6,233	5,723	9,678
		執行率	96.5%	94.1%	96.6%
II	安心して生活できる福祉・医療の充実	予算額	2,397	822	1,700
		執行額	2,343	761	1,647
		執行率	97.7%	92.6%	96.8%
III	安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備	予算額	8,235	5,426	6,936
		執行額	7,981	5,347	6,653
		執行率	96.9%	98.5%	95.9%
IV	練馬区の魅力を楽しめるまちづくり	予算額	5,191	2,659	5,274
		執行額	5,100	2,618	5,197
		執行率	98.2%	98.4%	98.5%
V	新たな区政の創造	予算額	97	125	108
		執行額	81	114	97
		執行率	83.7%	91.3%	90.1%
合計		予算額	22,378	15,162	24,034
		執行額	21,738	14,607	23,271
		執行率	97.1%	96.3%	96.8%

ここまでの成果を踏まえ、「第2次ビジョン」の戦略的取組の推進を期待するものである。ただし、以下、個別意見で述べるとおり区の財政を長期的に見れば、財源および行政需要に不安な要素がある。については、推進に当たって、区民サービスの向上と、財政の均衡とを両立させるよう配慮されたい。

イ 個別意見

【一般会計歳入】

一般会計歳入は、近年の景気と雇用の改善に支えられた特別区税が増加し、特別区交付金も増加した。一方、地方消費税交付金は減少した。

特別区税も特別区交付金も景気の影響を受けやすく、今後の景気の動向に左右されるという不安材料を抱えている。加えて、地方と都市との財源偏在という主張に後押しされた税制改正の影響がある。

特別区税では、ふるさと納税制度による減収額が増え続け、平成30年度には16億円余になっており、今後も増加が見込まれている。制度本来の趣旨は評価できるものであるが、過剰な返礼品競争による本来の趣旨からの相違は、まだ解消されたとは言えないのではないか。減収額のうちワンストップ納税によるものが4億円余あり、本来国が負担すべき所得税控除分を区が負担していることになる。

特別区交付金については、原資のひとつである法人住民税の一部が税制改正によって国税化され、これまでに約 50 億円の減収が生じている。さらに、令和元年の消費税増税に合わせて法人住民税の一部国税化は拡大されることになっており、その影響も懸念されている。

消費税・地方消費税の増税により区の歳出は令和元年度から影響を受けるが、歳入として地方消費税交付金へ反映されるのは翌年度以降と見込まれている。

地方消費税交付金については、区市町村への配分を決定する際の清算基準を、国が平成 26 年度以降段階的に見直しているが、30 年度は大きな改正があった。平成 30 年度に練馬区への交付額が前年度より 20 億円余減少したのはその影響が大きい。国は幼児教育・保育無償化には消費税引き上げによる財源を活用するとしているが、国による無償化の対象外となる経費については、区が必要な財源を確保できない可能性がある。

このように、本来、区に収入されるべき財源が、国や他の自治体に流出を続けている。これらについては、これまでも特別区長会を通じて、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な財源を国が責任を持って保障するよう要望している。今後とも引き続きいろいろな場面で問題提起を行い、国にも働きかけられたい。

特別区税の収入率の最近の増加については、給与特別徴収を実施していなかった事業所への働きかけを強化した影響がある。これにより、徴収がより確実な特別徴収の割合が増加し現年課税分の向上に寄与した。

また、滞納整理の取組として、平成 28 年度に行った組織改正および平成 30 年度の補助業務の委託拡大により滞納処分件数が伸びたこと等が、滞納繰越分の収入率向上に寄与した。こうした収入率の向上を評価するものである。

【収入未済額と不納欠損額】

収入未済額、不納欠損額については、全体では減少傾向にあり、平成 30 年度も前年度より減少したことを評価する。

そのなかで弁償金（生活保護費等）の収入未済額は特別区民税のそれを上回り首位となった。生活保護費については、もともと生計困難者であるという特性がある。回収のために滞納処分や弁護士委任も可能ではあるが、うえ、手許現金はただちに消費されてしまうことが多く、弁償が難しいと差し押さえるべき資産がないなど、強制的な徴収手段も効果がなかなか見込めない。

については、ケースワーカーにより日常的にきめ細かく正確な収入申告を

指導し、弁償金の発生を抑制するとともに、収入があった後、期間をおかずに返納を促されたい。また、分納願や債務承認書は、時効の中断効果のあるものであるから、確実に記載させるなど、いたずらに時効による不納欠損を招かないよう、引き続き努力されたい。

【特別区債】

特別区債の償還利率は低金利が続いており、起債した場合の利子負担は少なくなっている。学校の改築、道路、公園の整備などの社会資本の形成については、世代間の負担の公平を図るうえから、後年度負担に配慮しつつ特別区債の積極的活用を図られたい。

自主財源の確保のために注目されているクラウドファンディングは、区民との協働のツールでもある。練馬の魅力をアピールし、創意工夫によりこれにふさわしい事業の創出に努められたい。

【一般会計歳出】

一般会計歳出の執行率は 97.7%で、款別にみてもほとんどの款が 97%を超えた。計画された予算が着実に執行されたと受け止めている。

道路、公園の整備等により土木費、待機児童対策、保育所維持運営等によりこども家庭費、学校改築等により教育費がそれぞれ増加した。この傾向は続くであろう。加えて、高齢者等への扶助、交通基盤や病院の整備、災害に強いまちづくり等の行政需要にも対応していかなければならない。

さらに、令和元年 10 月から、幼児教育・保育無償化が始まる。区は影響調査を実施したが、現在サービスを利用していない世帯などの新たな保育需要が確認される結果となった。

さまざまな行政需要に対し、「あれもこれも」ではない「あれかこれか」の視点から、限りある財源を効果的・効率的に活用する予算のかじ取りが一層求められる。

については、第 2 次ビジョンに基づく計画的な予算編成、執行管理を行い、グランドデザイン構想の実現に努められたい。

【不用額】

不用額が増えることは、計画的な予算執行の面から好ましいことではない。

また、限られた財源を歳出予算を有効に配分するという面からも問題があるところである。

一般会計における不用額は、予算現額の 2~3%程度であるが、近年増加していたところ、平成 30 年度は前年度に比べ 31%あまり減少した。

区では、前年度に不用額が目立った事業については、予算見積のチェッ

クを厳しく行い、また補正予算においても適切な減額補正に努めていると
のことであり、それらの効果として評価する。今後とも、所管課の予算見
積に対する十分なチェックと計画的な予算執行につとめ、不用額の管理に
努められたい。

また、このところ多額であった国民健康保険事業会計繰出金の不用額が
大幅に減少した。今後とも不用額の縮減に努められたい。

【予算流用】

予算流用は、予算が議会の議決に基づいている以上、執行上真にやむを
得ない場合に限って認められるべきものである。流用額は予算現額の 0.03
%程度で推移しており、平成 30 年度においても微減した。

区では真にやむを得ない場合に限定して認めており、また、原則として
事後に補正予算として議会に諮っているところである。今後とも予算見積
の精度を高め、多くの流用が生じないよう適切な執行管理に努められたい。

【基金】

年度間の財政調整を図るための財政調整基金、区債償還資金を計画的に
積み立てる減債基金のほか、特定の目的のために設置された各種の積立基
金がある。その合計は、平成 30 年度末（3 月 31 日現在）に 945 億円余と
なったところである。

区には、大江戸線の延伸推進、病院の整備、区立施設の改修・改築など、
将来にわたる資金需要が見込まれている。とくに、区立施設の改修・改築
経費については、公共施設等総合管理計画のなかで、様々な削減の工夫を
行った場合の試算として、今後 30 年間で約 3,827 億円を要するとしてい
る。

また、景気の悪化や首都直下地震など不測の事態も起こりうる。

これらの将来的な資金需要に備え、財政基盤をより安定させるため、積
立基金の役割は大きい。区では、財政調整基金は 400 億円、施設整備基金
は 280 億円などの目標額を設定し、計画的に積立てを図っている。

基金のより一層計画的な運用を図るとともに、積立基金の重要性につい
て広く理解を得られるよう、一層努められたい。

【国民健康保険事業会計】

平成 30 年度、国民健康保険の運営を広域的、統一的にし、市町村格差縮
小、財政安定等を図る制度改革が行われた。国民健康保険事業会計は大き
く構造が変化したため、前年度以前との比較が難しくなっている。

今回の制度改革は、高齢化の進む中で制度の安定性を高めるためのもの
である。そこで区は、国民健康保険制度の中で果たすべき役割に積極的に

取り組むとともに、今後さらに区民に正確な情報を提供し、制度への理解が一層進むよう努められたい。

保険料の収納率は、平成 30 年度に上昇した。区では、督促状の発送時期を早め、未納者への電話、文書等による催告の開始を早めるなど、現年保険料の早期着手に取り組んだ。また、滞納者の財産調査を強化し、滞納者一人ひとりの納付能力を見極め、滞納処分の実行を進めている。翌年度以降もこれらの効果が継続することを期待する。

一方、歳出面では、被保険者の健康増進と医療費の適正化を進めるため、データヘルス計画等による効果的な保健事業を一層推進されたい。

【介護保険会計】

平成 30 年度、介護保険の第 7 期がスタートした。

歳出とくに介護給付費は、高齢化に伴う被保険者数と要介護認定者数の増などにより制度開始以来増加が続いている。令和 7 年度には団塊の世代が全て後期高齢者になると言われており、介護給付は一層の増加が見込まれる。

高齢者の安心できる生活のため、財源の確保と介護給付費の適正化によって制度の持続安定性を高める必要がある。

歳入について、第 7 期の保険料の基準額は、第 6 期と比較して 11.1% の上昇となった。また、所得段階に応じた保険料設定として第 6 期と同じ 15 段階を設定している。その際、第 1 段階（下限）では基準額の 0.45 倍を 0.4 倍に変更し、保険料を抑えている。一方、15 段階（上限）では基準額の 3 倍を 3.5 倍にするなど、高額所得者には応分の負担を求める設定となっている。今後も次期保険料の設定に向け、制度の持続安定性と負担の公平性に配慮されたい。

保険料の収納率は、横ばいであったが、平成 30 年度に上昇した。年金からの特別徴収が多くを占めており、残る普通徴収での収納対策が決め手となる。引き続き収納率の向上に努められたい。

【普通会計】

平成 30 年度、実質収支は黒字であったものの、単年度収支、実質単年度収支が赤字となった。

単年度収支は、実質収支の額が 29 年度に比較して減少したことによりマイナスになったもので、前年度まで累積してきた剰余金の一部を今回使ったことになる。実質単年度収支は、財政調整基金を 28 億円取り崩したことにより約 48 億円のマイナスになったものである。

性質別歳出の決算を見ると、高齢者や子育て世代等に対する扶助費など

義務的経費が増加を続けている。また、学校改築や道路、公園などの普通建設事業費は、年度による波はあるものの増加し、今後も増加が見込まれる。

目的別歳出の決算でいえば、これらは民生費、教育費、土木費の割合が高い要因になっている。

義務的経費は、縮減が難しく、経常的経費として経常収支比率を高止まりにする要因となる。経常収支比率は前年度より若干減少したとはいえ、特別区平均を上回っており、より一層の弾力性の確保が課題である。

同じく財政の弾力性に関わる公債費負担比率は、10%に達した平成20年度に比べれば年々減少し、近年は落ち着いた水準になっている。

実質収支比率については、適正水準内で推移している。

今後も財政指標の推移に留意しつつ健全な財政運営に努められたい。

【資金収支】

当面使用しない歳計現金等と基金の資金は、運用で利回りを確保する効率性も重要である。基金残高の約4分の3で自由金利型定期預金を利用し、この低金利の状況でも一定の運用収入を得ていることは、評価する。

自由金利型定期預金の活用によって、有利な利回りを確保しているが、金融機関には不測の事故・不祥事等もあることから、信用情報等に十分留意し、なお一層適切なリスク分散を図られたい。

低金利は長期化し、日本銀行がマイナス金利を継続する状況では、自治体の努力が成果につながりにくいところであるが、情報収集を続け、効率的な資金運用に取り組まれたい。

【用地取得基金】

用地取得基金においては、平成30年度に基金を運用して石神井庁舎拡張用地と資源循環センター拡張用地の取得が行われた。しかし、同基金には、長期に保有されたままの用地が依然として残っている。これらは、特定財源の確保も視野に入れつつ、用地を活用する事業化の機会を待っているものである。とはいえ、基金において土地として保有する割合があまり多くなると、効果的な運用に対する制約ともなりかねない。

そこで、保有している土地について、財源の確保にも配慮しつつ、一般会計による受入れを進め、基金のより一層効果的な運用に努められたい。

2 財政健全化判断比率の審査結果について

(1) 審査の結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、い

ずれも誤りのないものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率			(単位 %)
	平成 30 年度	平成 29 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	△4.0	△4.2	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

(注) 1 「—」の記載は、実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。

2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

(2) 審査意見

平成 30 年度の練馬区における健全化判断比率は、4つの指標の数値いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

ただし、将来負担比率の分子となる将来負担額が増加傾向にあり、特別区債の残高が増えていることがその要因と考えられる。今後も、公共施設の改修・改築費用や都市インフラ整備費用の増加などにより、特別区債の発行が増えていくことが考えられる。将来負担比率には、現在金額として明らかになっている将来負担を算入しており、こうした将来の想定需要はまだ反映されていないといえる。

したがって、現在、基準をはるかに下回っているものの、気を緩めることなく、将来負担の動向には今後も十分注意されたい。

VI 住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

練馬区 A

2 請求書の提出

令和2年2月17日

3 請求の内容

請求人が提出した練馬区職員措置請求書類（令和2年2月17日付け。別紙1）および請求人の陳述内容から、つぎのように解した。

- (1) 現在の B 小学校PTAは、PTAと名乗っているが、その実態は会員（とその子供）限定のサービス活動をする公共性のない団体であり、PTA規約にもその旨の明確な記載はない。
- (2) B 小学校PTAは、その目的を偽り、会員（とその子供）限定のサービス活動をする団体であるにもかかわらず、公共性のある社会教育関係団体であるとして学校から施設占有の特権を取得している。
なお、B 小学校は、会員等に対し本来のPTAの理念を錯誤させ、PTAの違法な運営を誘発した可能性もある。
- (3) 公共性のない B 小学校PTAに学校施設を使用させることは、一般の団体と異なる特権を付与することとなるので学校教育法第137条に違反するし、平等原則（憲法第14条第1項）にも違反する。
- (4) 公共性のない B 小学校PTAに、使用料を徴収せずに学校施設の使用を認めることは区に損害を与えている可能性がある。
- (5) したがって、B 小学校校長および副校長に対して、B 小学校PTAの学校施設の使用を認めさせないことを求める。

4 要件審査

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める法定要件を具備しているものと認め、令和2年2月25日にこれを受理した。

5 法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告に関する判断について

請求人が主張する B 小学校施設の一部が違法に専有されている状態にあると仮定したとしても、本件措置請求がなされた段階で、区に回復困難な損害が生じ、それを避けるため緊急の必要があるとは認められないことから、法第242条第3項の規定による暫定的停止措置の勧告は必要ないと判断した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

住民監査請求は、法第242条第1項に定める違法または不当な財務会計上の行為が監査請求の対象となる。

本監査請求では、B 小学校内の学校施設を B 小学校PTAに貸与していることが、違法または不当に行政財産の管理を怠る事実にあたるかを監査対象とした。

なお、B 小学校は会員等に対し本来のPTAの理念を錯誤させ、PTAの違法な運営を誘発した可能性もあるとの請求人の主張は、本区の財務会計上の行為にあたらないので、本監査の対象としなかった。

2 監査対象部署

教育委員会

3 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年3月3日に証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人は追加の資料の提出（別紙2）を行うとともに、陳述を行った。

4 監査対象部署からの監査資料の提出

監査対象部署に監査資料の提出を求めたところ、令和2年3月13日付けで教育委員会事務局教育振興部長およびこども家庭部長（以下「教育振興部長およびこども家庭部長」という。）の連名で住民監査請求に基づく監査資料の提出があった。

第3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求については請求人の主張には理由がなく、措置請求は認められないので、これを棄却する。

以下、事実関係等の確認、監査対象部署の見解および判断について述べる。

1 事実関係の確認

B 小学校PTA関係について

以下(1)～(4)のメール、書簡および規約を確認した。

(1) 2020年2月13日付け B 小学校PTA会長・副会長（ B 小学校副校長）連名の請求人あてメール文（PTA退会にあたっての注意点について説明したもの）

(2) 2020年2月20日付け B 小学校PTA会長の請求人あてメール文

((1)のメールは学校からの指示ではなかったこと、PTAは子供たちのためにあるべきこと、学校側と話し合った結果、会員・非会員の区別なく対応していくことを表明したもの)

(3) 2020年2月25日付け B 小学校校長・副校長連名の請求人あて書簡
((1)のメールの送信について事前の相談を受けていなかったこと、今後は学校側もPTAの運営をしっかりと支えていくことを表明したもの)

(4) 練馬区立 B 小学校PTA規約

第2章第2条 会員はお互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

第2章第3条 前条の目的を達成するため、次の活動をする。

1. 会員相互の教養の向上に資する諸活動。

2. 家庭と学校の緊密な連携による児童のよりよい生活と環境の整備。

3. その他この会の目的達成に必要と認めた活動。

第4章第5条 この会の会員となることの出来る者は B 小に在籍する児童の父と母、またはこれに代わるもの及び B 小の校長と教職員とする。

2 関連法令等の確認

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（学校施設の利用）

第44条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

(3) 練馬区立学校事案決定規程(平成17年3月練馬区教育委員会訓令第1号)
（決定対象事案）

第4条 前条の規定に基づき、校長または副校長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。

別表

件	名	校長	副校長
3 学校施設の管理に関すること。	(2) 施設・設備その他財産に関すること。	2 施設・設備の目的外使用許可のうち重要な決定に関すること。	2 軽易な施設・設備の目的外使用許可に関すること。

- (4) 練馬区立学校設備使用条例（昭和23年2月練馬区条例第25号）
- 第1条 区立学校の設備を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより教育委員会の承認を受けなければならない。
- 第2条 使用の申請があるときは、教育委員会は学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の範囲内において、その学校長の意見を聴き承認するかどうかを決定する。但し法令に特別の定めがあるときはこの限りでない。
- 第5条 第1条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、または後納させることができる。

- (5) 練馬区立学校設備使用条例施行規則（昭和56年9月練馬区教育委員会規則第6号）

（使用料の減免基準等）

- 第8条 条例第5条ただし書の規定により、使用料を減額し、または免除することができる場合は別表のとおりとする。

別表（第8条関係）

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
4 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。	免除

- (6) 「小学校施設整備指針」（平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）

第3章 平面計画

第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース

1 共通事項

- (1) 学校運営協議会、地域学校協働活動やPTA活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティスペースの場として計画することが重要である。

第4章 各室計画

第10 管理関係室

11 P T A室

P T A活動の拠点となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが望ましい。

(7) 東京都公立小・中学校副校長実務必携（平成30年3月 東京都教職員研修センター）

25 学校施設・設備の管理

2 施設の開放（目的外使用）

(1) 「施設の開放」の種類

学校長の許可による使用

- ・ P T A活動による自主研修活動

(2) 施設・設備開放の基準と条件

- ・ 学校教育に支障がなく、施設・設備を損傷するおそれがないこと。
- ・ 責任者と利用者が明確であり、営利目的がなく、公益を害するおそれがないこと。
- ・ 当該校の施設・設備の実態に合った利用形態が遵守されること。

(8) 使用料の基本的考え方-改定版Ⅱ-（平成25年3月 練馬区）

第2章 減額・免除制度について

Ⅱ 減額・免除基準と適用

3 免除規定の適用

(1) 『団体』にかかる免除規定

③ 区内の各種団体が行政活動の協力目的等で施設を利用するとき

区などの行政機関から協力要請等を受けて、区内の各種団体が施設を利用する場合は、行政活動に準ずるものとし、使用料を「免除」とする。

例：各学校等のP T Aや父母の会が、当該学校の教室等を利用して会議などを行う場合は、教育行政への協力活動の一環と考え「免除」とする。

3 監査対象部署の見解ならびに反論および主張

令和2年3月13日付けで教育振興部長およびこども家庭部長から提出された監査資料および主張等の内容は、概ねつぎのとおりである。

(1) P T Aについて

ア P T Aは、保護者と教職員が自主・自発的に組織した社会教育関係団体であり、その活動はすべての児童・生徒達のための教育環境整備を目

的としている。

イ 保護者と教師が対等の立場で、子どもたちの健全な成長に向けて取り組み、その学校の全児童・生徒のために活動する。

ウ 入会、退会は任意である。

エ P T Aは、学校が設置した団体ではない。

家庭教育を担う保護者と公の教育機関として教育活動を行う教職員との任意団体であるP T Aは、相互の立場や主体性を尊重し、信頼し合っ
て互いに協力・支援し合う関係である。

そのため、学校の人事や管理運営に関することにP T Aが干渉することが出来ない。学校もまた、P T Aの人事や運営等に干渉出来ない。

オ P T Aは、会員向けのサービス団体ではない。その学校の全児童・生徒たちのために活動する団体である。

P T A会員ではない保護者の児童・生徒が不利益を被ったり区別されたりすることがあってはならない。

しかし、各事業の実施にあたっては、P T A各会員から集めた会費を使用しているため、以下のような課題が生じる場合がある。

* P T Aが費用を負担する行事に参加する場合

* P T A発行の広報誌や印刷物を配布する場合

* P T Aが購入した物品を児童・生徒に贈る場合

* P T A行事における万一に備えて、予め保険契約を締結することが必要な場合

このような場合、会員でない保護者にはその都度実費相当を負担してもらうなど、課題や対応をP T A内部で話し合いながら、その学校の全児童・生徒の保護者へ、事前に情報提供できることが望ましいと考える。

(2) P T Aが社会教育関係団体であることについて

ア P T Aは、教育行政への協力活動を行っている団体である。

イ 「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。(社会教育法第10条「社会教育関係団体の定義」)

自主・自律的に運営を行う任意団体(地域で活動する学習サークルと同じ位置づけ)である。

ウ 社会教育関係団体の公共性とは、P T Aの場合、その活動が、学校や地域において、全児童・全生徒の健やかな成長のために必要な、教育行政への協力活動を行うことである。

エ よって、P T Aは、社会教育関係団体である。

(3) B 小学校P T Aが社会教育関係団体であることについて

前述のとおり、社会教育関係団体とは、①公の支配に属さないこと、②

社会教育に関する事業を目的とすることの2つの要件を満たす団体である。

B 小学校PTAは、任意団体であることから①「公の支配に属さないこと」を満たし、B 小PTA規約（以下「規約」という。）第2条でお互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とすると規定していることから②「社会教育に関する事業を主目的とすること」を満たしており、社会教育関係団体であるといえる。

(4) 請求人へのメールにより B 小学校PTAが会員（とその子供）限定のサービスを行う団体であると判明したとの主張について

ア 規約第4章・会員・第5条は「この会の会員となることの出来る者は B 小に在籍する児童の父と母、またはこれに代わるもの及び B 小の校長と教職員とする。」と規定し、現在は、校長、副校長ともにPTAの会員の一人である。

B 小学校副校長は、PTAの4人いる副会長の一人として、保護者と教職員をつなぐパイプ・調整役を担っている。

イ 入会については、入学式や転入生に配布する資料において、PTAから「B 小へようこそ！」というプリントとともに「練馬区立 B 小学校PTA入会申込書」があり、その用紙に入会日・住所・保護者氏名・児童の学年組・性別・児童名を記入することで、入会を認める形となっている。

退会の申し出があった場合は、PTA会長が承認することとなる。

ウ 規約第2条に規定する「児童」とは、規約第4章に定める会員の児童を含む B 小学校に通う全児童を指している。

エ B 小学校PTAの活動は規約第3条で定めているが、昨年度まではPTA会員でない者がいなかったこともあり、児童に活動の一部を提供しないということにはなかった。

オ 上述のように B 小学校PTAは、全児童を対象に活動を行っているのであり、会員に限定してサービスを提供しているわけではない。

カ 当該メールは、B 小学校に通う全児童を対象として、家庭・学校・社会における幸福と健全な成長を図ることを目的に活動している

B 小学校PTAの活動について誤解を招く表現となっており、区として誠に遺憾である。

キ B 小学校長・副校長は当該メールの送信について事前に相談を受けていない。B 小学校の校長・副校長は、PTAの活動は、全児童が対象であると当然認識している。

ク 卒業記念品等がPTA非会員に提供されないことについては、以下のとおり考える。

P T Aの活動はP T A会員が支払う会費によって支えられている。卒業記念品についてもその費用はP T A会員が支払う会費から支出されている。換言すれば、P T A会員は当該卒業記念品の対価をすでに負担していることになる。しかしながら、仮に保護者がP T A会員でない（すなわち会費の負担をしていない）児童が、保護者がP T A会員ではないという理由のみによって卒業記念品の提供を受けられないのであれば、当該児童にとって不利益であり、そのような取扱いは許されないものとする。しかしながら、卒業記念品が必要か否かの意思を当該児童および保護者に確認し、必要との意思表示があった場合は実費相当の代金を徴収して提供するなど、児童・生徒への教育的配慮の観点から、保護者がP T A会員でない児童に不利益となることがないよう配慮がなされていけばよいものとする。

(5) 学校施設の使用について

ア 学校教育法第137条の意義について

〔社会教育施設の附置・目的外利用〕

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、または学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

〔東京都公立小・中学校副校長実務必携（東京都教職員研修センター発行）〕より

施設の開放（目的外使用）について

小・中学校においては、「開かれた学校づくり」をさらに進める上で、P T A活動はもとより、土・日曜日、祝日の児童・生徒の活動や地域住民の活動に対して、十分な理解と支援を行っていかなければならない。

施設・設備開放の基準と条件として

- ① 学校教育に支障がなく、施設・設備を損傷するおそれがないこと。
- ② 責任者と利用者が明確であり、営利目的がなく、公益を害する恐れがないこと。
- ③ 該当校の施設・設備の実態に合った利用形態が遵守されること。

などを考慮し、施設の使用を学校の管理機関である教育委員会（区は、権限を学校の長に委任）が行っている。

イ 学校施設のP T Aへの貸出しについて

学校教育法第137条（社会教育施設の設置・目的外利用）、社会教育法第44条（学校施設の利用）に基づき、P T Aが使用している。

P T Aは、その学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う団体である。また、 B 小学校P T A規約では、お互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とし、家庭と学校の緊密な連携による児童のよりよい生活と環境の整備などの活動を行うことやP T Aとの関わりから学校長判断で貸し出している。

P T Aが、P T A会員、会員でない者にかかわらず、全児童を対象に活動する社会教育関係団体として活動している限り、学校施設の使用に疑義はないと考える。

ウ P T Aは、その学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う公共的団体であり、請求人の主張する一般団体ではない。

したがって、 B 小学校P T Aに学校施設の使用を認めることは、平等原則（憲法第14条第1項）に反しない。

エ 学校内にP T A室を設けることについては、文部科学省「小学校施設整備指針」において、地域と学校の連携・協働のためのスペースとして、「学校運営協議会，地域学校協働活動やP T A活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティスペースの場として計画することが重要である。」としている。更に、同指針の各室計画においては、「P T A活動の拠点となる室として，必要な家具等を適切に配置できる面積，形状等とすることが望ましい。」としている。

(6) 学校施設の使用料について

前提として、P T Aは、その学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う公共的団体である。

ア 学校施設の使用料は、原則、時間使用と継続使用で根拠が異なる。

時間使用については以下の規定による。

練馬区立学校設備使用条例第1条で「区立学校の設備を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより教育委員会の承認を受けなければならない。」とし、第5条で「第1条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、または後納させることができる。」としている。

継続利用（一定期間継続して使用する場合）については、練馬区公有財産管理規則による。

時間使用料については、練馬区行政財産使用料条例により、減免の規定もある。

なお、P T A室については、文部科学省「小学校施設整備指針」にお

いて、地域と学校の連携・協働のため、「学校運営協議会、地域学校協働活動やPTA活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティスペースの場」として設けられていること、またPTAは、当該学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う団体であることから、学校長判断で部屋を使用させている。このことから、使用許可申請や施設使用料の徴収を要しないものと解する。

イ 上記アのほか、平成25年3月策定の「使用料の基本的考え方-改定版Ⅱ-」（平成25年3月）では、区などの行政機関から協力要請等を受けて区内の各種団体が施設を利用する場合は、行政活動に準ずるものとし、使用料を免除としている。この中では、例として、「各学校等のPTAや父母の会が、当該学校の教室等を利用して会議などを行う場合は、教育行政への協力活動の一環と考え『免除』とする。」としている。

この規定中では、公共的団体が団体本来の活動目的で利用する場合は、減額50%の規定もあるが、学校内におけるPTA活動は教育行政への協力活動であることから免除となると考える。

ウ B 小学校は現在改築中のため、仮設校舎の応接室をPTAも活動の場として使用している。

催しやイベント等により、多目的室や家庭科室を貸し出すこともある。また、来校の際には、駐輪場の使用もある。

エ B 小学校PTAは、その学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う団体であり、教育行政への協力活動の一環と考え「免除」している。

オ B 小学校PTAは、その学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う団体であり、教育行政への協力活動として使用しているため、損害を与えていない。

(7) 所管部署の見解のまとめ

ア B 小学校校長および副校長は、行政財産の管理を適正に行っている。

イ B 小学校PTAは、保護者がPTA会員、会員でないに関わらず、全児童を対象に活動する社会教育関係団体であり、今後も施設管理者である学校長の許可を得て、継続して学校施設の使用を認めていく。

4 判断

以上の事実確認および監査対象部署からの関係書類の調査等に基づき、本件措置請求についてつぎのとおり判断する。

(1) 請求の内容の(1)および(2)について

以下ア～エのとおり、請求人の主張は当たらない。

ア B 小学校PTAは、その規約の趣旨から任意団体であること、公の支配に属していないこと、また、B 小学校の全児童を対象に「家庭・学校・社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的」（規約第2条）として教育環境整備活動を行う団体であると定めていることから、公共的活動を行う団体であり、社会教育法第10条に定める社会教育関係団体である。

イ B 小学校PTAが行う個別の事業の提供については、独立した団体として、規約の趣旨に基づいてB 小学校PTAが個々に判断するものである。

ウ B 小学校PTAの事業の提供に当たり、参加費等の経費を要する事業について、経費の負担が参加の要件となることは、規約の趣旨に反するとはいえない。

エ したがって、請求人は「会員（とその子供）限定サービス」と主張するが、そうした事実はなく、B 小学校PTAが公共的目的を持たない団体ではないことから、学校から施設占有の特権を取得しているとはいえない。

なお、上記イおよびウについて、B 小学校PTAは、PTA非会員への対応に際し学校側会員も含めたより慎重な検討が必要であったといえる。

(2) 請求の内容の(3)について

以下ア～ウのとおり、請求人の主張は当たらない。

ア 学校施設は教育活動を行うための施設であるが、PTAが学校施設を使用することについては、学校教育法第137条、社会教育法第44条および練馬区立学校設備使用条例第2条により学校教育上支障がない限りその利用が認められている。

イ 学校内にPTA室を設けることについては、国からも整備が求められているところである（文部科学省「小学校施設整備指針」）。

ウ したがって、B 小学校PTAにPTA活動室等の学校施設を使用させることは、学校教育法第137条に違反するものではなく、また、平

等原則（憲法第14条第1項）にも違反しない。

(3) 請求の内容の(4)について

以下のとおり、請求人の主張は当たらない。

学校の設備を使用しようとする者は、教育委員会の承認を必要とする（練馬区立学校設備使用条例（以下「条例」という。）第1条）。

P T Aが学校のP T A室を使用することは、P T A室が国からも整備が求められていること（文部科学省「小学校施設整備指針」）、またP T Aが当該学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う団体であることから、練馬区立学校事案決定規程第4条に基づき学校長判断で学校施設を使用させているものである。

学校設備の使用料は、教育委員会が特に必要があると認めたときは、減免することができる（条例第5条ただし書）。

P T Aは、当該学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う団体であることから、「各学校等のP T Aや父母の会が、当該学校の教室等を利用して会議などを行う場合は、教育行政への協力活動の一環と考え『免除』とする」としている（「使用料の基本的考え方-改定版Ⅱ-」）。

P T Aが学校施設を使用するに当たっては、練馬区立学校設備使用条例施行規則に規定する免除事由（第8条および別表）に該当し、使用料は免除されるものである。

上記から、 B 小学校P T AがP T A活動の場として学校施設を使用することについては、施設使用料の徴収を要しないものと解することができる。

以上のことから、P T Aは、その学校の全児童・生徒への学校行事や学校運営を円滑に行うための協力活動を行う公共性のある団体であり、教育行政への協力活動として学校施設を使用しているので、 B 小学校P T Aの学校施設使用については、 B 小学校校長および副校長が行政財産の管理を怠っているとはいえず、また区に損害を与えているとはいえない。

(4) 請求の内容の(5)について

(1)～(3)のとおり、 B 小学校校長および副校長に対して、 B 小学校P T Aの学校施設の使用を認めさせないことを求めるとの請求人の主張は採用できない。

以上、本件については、違法または不当な点は認められない。

よって請求人の主張には理由がなく、本件請求は棄却するのが相当である。

【注】 87ページから90ページ（別紙1および別紙2）は省略した。

令和元年度（2019 年度）
練馬区監査結果報告集

令和 2 年 8 月 発行

編集・発行 練馬区監査事務局
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1
電話 03（5984）4729

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。